

病児・病後児保育事業の無償化について

1 対象

- 無償化の対象となるためには、あきる野市から「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。
 - (注1) 「保育の必要性」とは、就労等により、家庭で保育することができない場合などをいいます。詳しくは、市にご確認ください。
 - (注2) 認可保育所等に申込をした方で、既に認定を受けている場合は、認定申請は不要です。
 - (注3) 認可保育施設、認定こども園（2号・3号）の在園児は、無償化の対象外となります。
 - (注4) 認定こども園（1号）、幼稚園の在園児で、利用している施設の預かり保育の体制が国基準を満たしていない場合は、無償化の対象となります。（ただし、あきる野市内の認定こども園、幼稚園の預かり保育は、国基準を満たしていますので、無償化の対象外となります。）

2 利用料の無償化

- 病児・病後児保育事業利用後に支払った利用料が無償化の対象となります。
 - 3歳児から5歳児までの子どもは、月額37,000円まで、
 - 0歳児から2歳児までの市民税非課税世帯の子どもは、月額42,000円までが上限となります。

3 認定を受けるための手続き

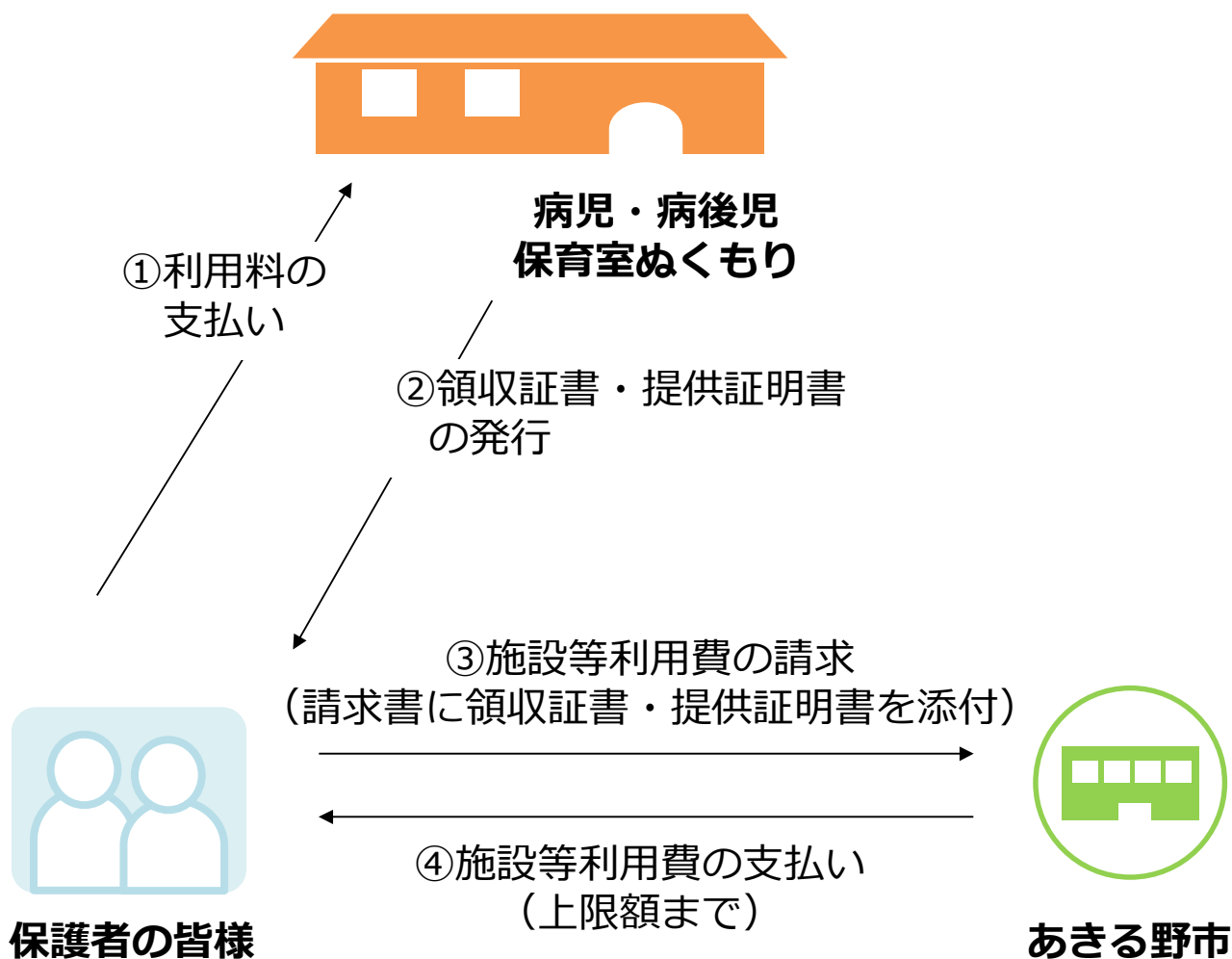
- 提出書類
 - ① 施設等利用給付認定（変更）申請書
 - ② 保育の必要性を証明する書類

(注1) 保育の必要性を証明する書類は、保護者それぞれの分を添付してください。様式は、あきる野市ホームページからダウンロードすることができます。
- 提出先 あきる野市役所 2階保育課まで書類一式を提出してください。

4 無償化に関するお問合せ先

あきる野市子ども家庭部保育課保育係 電話：042-558-1982

[基本的な手続きのイメージ]



※保育の必要性の認定を受けていない場合、あきる野市に申請が必要です。

※申請方法等については市のホームページをご覧ください。

幼児教育・保育の無償化に関するお問合せ先

〒197-0814 東京都あきる野市二宮350番地
あきる野市 子ども家庭部 保育課保育係

電話 042-558-1982

FAX 042-558-1117